

1 病床数制度の対象とする。~~【医療法】~~

2 ○ 基準病床数制度の対象は、新制度施行後に新設されるもの（療養病床から
3 一般病床に転換されるものを含む。）とし、既設の有床診療所の一般病床に
4 ついては、新たに許可を得ることは求めない。ただし、既存病床数のカウ
5 トには、既設のものも含むものとする。~~【医療法及び同法に基づく政省令】~~

6 ○ 以下のような一定の場合については、病床の設置や増加に関する都道府県
7 知事の勧告の対象としない。~~【医療法及び同法に基づく政省令】~~

8 ア 病院を廃止して一つの診療所に転換する場合

9 イ 有床診療所を相続し承継する場合等増床を伴わずに開設者を変更する
10 場合

11 ウ へき地・離島に開設する場合

12 ○ 有床診療所の一般病床についても、医療連携体制を構築していく中で地域
13 にとって必要と都道府県知事が判断し、医療計画に位置付けられた場合には、
14 病院の場合と同様、病床過剰地域においても必要に応じ例外的に病床の整備
15 を可能とする「特例病床」の対象とする。~~【医療法に基づく政省令】~~

16 ○ なお、以上の有床診療所に関する制度の見直しについては、有床診療所の
17 現状を機能分化の観点から十分に把握した上で判断することが適当であり、
18 提供される医療の質を担保する方策、20床以上という病院の病床数に係る
19 定義のあり方等を含め、医療施設体系のあり方に関する検討会で検討すべき
20 であるとの意見があった。

22 (4) 人員配置標準

24 ○ 看護職員の人員配置標準について、医療安全の推進を図る観点から、特定
25 機能病院に係る入院患者数に対する基準を引き上げる（現行2.5対1）。

26 （再掲）~~【医療法に基づく省令】~~

27 ○ 過疎地域等関係法による指定を受けた地域等、医師の確保が困難と判断で
28 きる地域に所在する医療機関について、都道府県知事が、全国一律のものよ
29 り緩やかな独自の医師配置標準を設定できる制度を新設する。~~【医療法に基~~
30 ~~づく省令】~~

31 ○ 病院における外来患者数に基づく医師数の配置標準については、医師に応
32 召義務があること等から、規定を置く合理性が乏しいのではないかと指摘
33 がなされている。このため、医療法施行規則の当該規定の必要性については、
34 紹介患者を中心とした入院機能を求められる大病院における外来診療のあり
35 方や、医師の配置状況に関する情報の患者への提供等との関係も含め、医療